

第5章 調査計画書についての環境保全の見地からの 意見を有する者の意見の概要

「埼玉県環境影響評価条例」第6条の規定に基づき、「圏央道幸手 IC（仮称）東側地域の整備計画に係る環境影響評価調査計画書」の縦覧が以下の期間及び場所で行われた。

縦覧期間：平成22年12月14日（火）～平成23年1月14日（金）

縦覧場所：埼玉県環境部環境政策課

埼玉県東部環境管理事務所

幸手市企業誘致推進室

久喜市環境保全課

杉戸町産業団地拡張推進室

茨城県五霞町建設環境課

「埼玉県環境影響評価条例」第7条第1項の規定に基づき、平成22年12月14日（火）から平成23年1月28日（金）までの間、調査計画書についての環境の保全の見地からの意見を受け付けたが、関係住民からの意見はなかった。

